専 決 処 分 U た 事 件 の 報 告 に つ い τ

で

平

成

Ξ

+

年

九

月

+

日

第

八

条

第

項

江

戸

Ш

X

の

私

債

権

の

管

理 に

関

す

る

条

例

 $\overline{}$

平

成

+

八

年 \equiv

月 江

戸

Ш

X

条

例

第

+

Ξ 号

同 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 報 告 す る

江 戸 Ш $\overline{\mathsf{X}}$ 長

田

多

正

見

の 規 定 に ょ IJ X の 私 債 権 に つ ١J τ 別 紙 調 書 の لح お IJ 和 解 し た の

- 1 -

和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数	
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	1,631,723 円	5 件	
合 計	1,631,723 円	5 件	

1

和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金

担 当 部 課 生活振興部地域振興課

番号		和解日	和解の内容						
田石			裁判所及び事件番号	債権発生日	権発生日 和解額内訳等		支払方法	当事者	
1	340,602 円	平成30年4月25日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100236号	平成9年3月10日	元金 利息金 遅延損害金	3,800 円	平成30年5月か6平成33年1月まで 毎月末日限り10,000円ずつ 平成33年2月末日限り10,602円	原告 江戸川区 被告 江戸川区E	民 (債務者)
2	543,229 円	平成30年4月20日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100249号	平成3年3月5日	元金 利息金 遅延損害金	6,900 円 366,329 円	平成30年6月か6平成32年7月まで 毎月15日限り20,000円ずつ 平成32年8月15日限り23,229円	原告 江戸川区 被告 江戸川区E	民 (債務者)
3	529,144 円	平成30年4月10日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100278号	平成5年8月18日	元金 利息金 遅延損害金	5,400 円	平成30年4月から平成34年7月まで 毎月末日限り10,000円ずつ 平成34年8月末日限り9,144円	原告 江戸川区 被告 江戸川区E	民 (債務者)
4	60,523 円	平成30年4月12日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100292号	平成26年2月4日	元金 利息金 遅延損害金	5,400 円	平成30年5月か6平成30年9月まで 毎月末日限り10,000円ずつ 平成30年10月末日限り10,523円	原告 江戸川区 被告 市川市民	(連帯保証人)
5	158,225 円	平成30年5月10日	東京簡易裁判所 平成30年(八)第100309号	平成27年3月25日	元金 利息金 遅延損害金	143,000 円 4,500 円	平成30年5月か6平成31年2月まで 毎月末日限り15,000円ずつ 平成31年3月末日限り8,225円	原告 江戸川区 被告 江戸川区E 被告 八丈町民	民(債務者) (連帯保証人)
計	1,631,723 円								